

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

4172の3（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

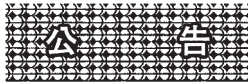
長野県公営企業告示第1号

県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び給水装置工事の施行に関する要綱（昭和42年長野県公営企業告示第15号）は、廃止します。

令和元年11月25日

長野県公営企業管理者 小林 透

水道事業課



公告

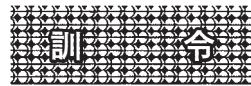
次のとおり落札者を決定しました。

令和元年11月25日

長野県教育委員会教育長 原山 隆一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
柔道畳 828枚
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県教育委員会事務局スポーツ課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日
令和元年11月6日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 株式会社本久
(2) 所在地 長野市桐原1丁目3番5号
- 5 落札金額
40,370,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和元年9月26日

スポーツ課



長野県訓令第3号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行します。

令和元年11月25日

長野県知事 阿部 守一

別表第3の1の産業労働部の項中

「産業政策課 産政」を
「産業政策課 産政 産業政策課産業復興支援室 産政 産政復」に改める。

情報公開・法務課